

加須市介護保険住宅改修手続支援事業手数料の請求について

加須市では、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 75 条第 1 項第 3 号及び第 94 条第 1 項第 3 号の規定に基づく書類の作成業務を行う指定居宅介護支援事業者等に対し、「加須市介護保険住宅改修支援事業実施要綱」に基づき、1 件当たり 2,000 円に消費税を加算した額を手数料として支払をしております。

請求に係る書類は以下とおりとなりますので、よろしくお願いたします。

【提出書類】

- ① 介護保険住宅改修支援事業手数料請求書
 - ② 理由書の写し
 - ③ 相手方登録申請書
- ※ ①の請求者と③の口座名義人は同じになるようにしてください。

【提出先】

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目 1 番地 1

加須市福祉部高齢介護課介護保険担当

【問い合わせ先】

加須市福祉部高齢者福祉課介護保険担当

TEL 0480-62-1111（内線 104）

FAX 0480-61-4281

MAIL korei@city.kazo.lg.jp